

常陸川水門魚道試験運用検討会

設 立 趣 旨

常陸川水門の完成当初は洪水の逆流防止を目的としていたため、通常時は水門は開いた状態となっていました。

しかし、頻発する塩害を防止するため、茨城県及び千葉県の実請により、昭和50年以降、霞ヶ浦の水位等に応じた、きめ細かい水門操作による水位管理を実施して塩害の発生を防いでいます。

この操作により、常陸川水門の上下流に生息する魚類などの遡上と降下に影響を与えているとの意見や、地元住民や漁業関係者等から魚道設置の要望が寄せられていました。

このような背景から、霞ヶ浦・北浦、利根川の多様な生物の成育、生息環境を確保することを目指し、魚道を設置することとなりました。

このため、国土交通省霞ヶ浦河川事務所では、魚道施設の計画・設計に係わる基本的な事項等の検討を行うにあたり、学識経験者、関係行政機関等で構成する「常陸川水門魚類影響対策検討会」を平成15年度に、「常陸川水門魚道設置技術検討会」を平成18年度に設置し、技術的・専門的な観点から審議、助言を頂きながら水門魚道の設計を実施し、平成21年度に水門魚道を完成させました。

現在は遡上・降下量等のモニタリング調査を実施しているところですが、検討に必要な一定の資料が得られたことから、常陸川水門の目的の一つである「塩害の防止」のための操作を実施しつつ、最も魚介類の遡上・降下に効果的な操作方法を検討し、操作規則の策定を目指すものです。

よって、操作規則を策定するにあたり、漁業関係者、学識経験を有する者等の意見を頂く場として設置するものです。

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所

常陸川水門魚道試験運用検討会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「常陸川水門魚道試験運用検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本検討会は、常陸川水門に設置された魚道施設の「常陸川水門魚道操作規則(仮称)」（以下「操作規則」という。）を策定するにあたり、試験運用に係る検討を行うため、漁業関係者及び学識経験を有する者等の意見を頂く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 検討会の委員は、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所長が委嘱する。
2 検討会は、別表に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。
3 委員の任期は操作規則が策定されるまでとする。

(座長)

第4条 検討会には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。
2 座長は検討会を代表し、検討会の円滑な運営と進行を総括する。
3 座長は検討会の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。
4 座長に事故がある時は、座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(検討会)

第5条 検討会は、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所長が招集するものとする。
2 委員の代理出席は認めない。ただしオブザーバーはこの限りではない。

(公開)

第6条 検討会は原則非公開とし、検討会資料及び開催概要については公開とする。検討会資料及び開催概要の公開については、委員の確認後、霞ヶ浦河川事務所HPに掲載する。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所調査課に置く。
2 事務局は、検討会運営に係る庶務を処理する。
3 事務局は、第4条3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずるものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の2分の1以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、委員総数の2分の1以上の同意を得て行うものとする。

(附則)

この規約は平成29年〇月〇日から施行する。

別表

検討会委員（敬称略）

元筑波大教授 前田 修
山梨大学教授 宮崎 淳一
霞ヶ浦環境科学センター長 相崎 守弘
茨城県水産試験場 内水面支場長 八角 直道
きたうら広域漁業協同組合 代表理事組合長 海老澤 武美
霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 薄井 征記
常陸川漁業協同組合 代表理事組合長 保立 達夫
国土交通省関東地方整備局 河川保全管理官 酒井 義尚
国土交通省関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所長 白土 正美

オブザーバー

茨城県企画部 水・土地計画課長
茨城県生活環境部 環境対策課長
茨城県農林水産部 水産振興課長
茨城県土木部 河川課長
茨城県 霞ヶ浦北浦水産事務所長
国土交通省関東地方整備局河川部 河川管理課長
国土交通省関東地方整備局河川部 河川環境課長